

堅ろうな広告物等の設置者 各位

裾野市役所都市計画室

### 堅ろうな広告物等の管理者の設置についてお願い

許可の対象となる屋外広告物が堅ろうな広告物等 であるときは、屋外広告物が破損したり倒壊して一般市民に危害を及ぼすことがないように、管理者の設置が義務づけられています。

管理者は次のいずれかの資格等をお持ちの方でなければなりません。また、同様に、屋外広告物許可期間更新申請における点検報告書の点検実施者も、堅ろうな広告物等の管理者でなければなりません。

- ・ 屋外広告業の登録を受けている方（屋外広告業者）
- ・ 屋外広告士
- ・ 屋外広告物講習会修了者 等

堅ろうな広告物等の設置者は、静岡県屋外広告物条例第 15 条の 3 第 1 項により「堅ろうな広告物管理者設置届」の提出が必要となりますので、堅ろうな広告物等の管理者を設置されましたら、設置届に資格等を証する書面の写しを添付の上、正副 2 部をご提出いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、上記の屋外広告物講習会については、静岡県の主催により例年秋頃に開催されています。開催日や会場などは、県や市の広報でご案内しています。

ご不明な点は下記連絡先までお問合せください。

建築基準法の規定による確認を受けたもので、鉄骨造りや石造り、その他耐久性能を有する構造のもので、高さが 4 メートルを超える広告塔、広告板など

#### 連絡先

裾野市役所 産業建設部都市計画室

〒410-1192

静岡県裾野市佐野 1059 番地

TEL 055-995-1829

FAX 055-994-0272

E-mail: toshikei@city.susono.shizuoka.jp